

第3-(1)号様式

令和 年 月 日		税務署長殿	
納税地	(電話番号 - -)		
(フリガナ) 名称 又は屋号	カブシキガイシャ エービーシー 株式会社 ABC		
個人番号 又は法人番号	!個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	印		

※ 税務署 処理欄	一連番号		翌年以降 送付不要			
	所管	要否	整理番号			
	申告年月日		令和	年	月	日
	申告区分		指導等	庁指定	局指定	
	通信日付印	確認印	確認書類	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	身元 確認	
	指導年月日		相談	区分1	区分2	区分3
	令和					

自 平成 3 1 年 4 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方
 至 令和 2 年 3 月 3 1 日 消費税の (確定) 申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額 ①	十兆千百十億千百万千百十一円	03
消費税額 ②		06
控除過大調整税額 ③		07
控除税額		
控除対象仕入税額 ④		08
返還等対価に係る税額 ⑤		09
貸倒れに係る税額 ⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		13
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		15
中間納付税額 ⑩		16
納付税額 (⑨-⑩) ⑪		17
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫		18
この申告書が修正申告である場合		
既確定税額 ⑬		19
差引納付税額 ⑭		20
課税売上割合		
課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮		21
資産の譲渡等の対価の額 ⑯		22
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額 ⑰		51
差引税額 ⑱		52
還付額 ⑲		53
譲渡割納税額 ⑳		54
中間納付譲渡割額 ㉑		55
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒		56
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉓		57
この申告書が修正申告である場合		
既確定譲渡割額 ㉔		58
差引納付譲渡割額 ㉕		59
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額 ㉖		60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
参考事項	控除税額法	課税売上高5億円超又は課税売上割合9.5%未満	<input type="checkbox"/>	個別対方式		41
		上記以外	<input type="checkbox"/>	一括分配方式		
			<input type="checkbox"/>	全額控除		
基準期間の課税売上高		0 千円				
還付金を受取よう等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
郵便局名等						
※税務署整理欄						

税理士 署名押印	印
(電話番号 - -)	

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

㉖ = (①+②) - (⑧+⑫+⑱+㉓)・修正申告の場合 ㉖=⑭+㉕
 ㉖ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	カブシキシャ エーピーシー 株式会社 ABC
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合 (10営業日)		附則38① 51
小売等軽減仕入割合		附則38② 52
小売等軽減売上割合		附則39① 53

自 平成 3 1 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の (確定) 申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額 ※申告書(第一表)の①欄へ	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
		4 9 9 3 0 0 0 0	

課税資産の譲渡等 の対価の 合計額	3 % 適用分	②	0	02
	4 % 適用分	③	0	03
	6.3 % 適用分	④	2 5 7 1 6 9 8 0	04
	6.24 % 適用分	⑤	0	05
	7.8 % 適用分	⑥	2 4 2 1 4 6 3 5	06
		⑦	4 9 9 3 1 6 1 5	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	0	11
	7.8 % 適用分	⑨	0	12
		⑩	0	13

消費税額 ※申告書(第一表)の②欄へ	⑪	3 5 0 8 8 0 0	21	
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	0	22
	4 % 適用分	⑬	0	23
	6.3 % 適用分	⑭	1 6 2 0 1 0 8	24
	6.24 % 適用分	⑮	0	25
	7.8 % 適用分	⑯	1 8 8 8 6 9 2	26

返還等対価に係る税額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ	⑰	0	31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	0	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲	0	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	1 3 2 0 1 5 3	41
	4 % 適用分	㉑	0	42
	6.3 % 適用分	㉒	6 8 7 7 8 6	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	6 3 2 3 6 7	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

		課税期間	H31・04・01～R02・03・31	氏名又は名称	株式会社 ABC	
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額		(付表1-2の①X欄の金額) 円 25,716,000	円 0	円 24,214,000	円 ※第二表の①欄へ 49,930,000	
① 内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-1X欄の金額) 25,716,980	※第二表の⑤欄へ 0	※第二表の⑥欄へ 24,214,635	※第二表の⑦欄へ 49,931,615	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の①-2X欄の金額) 0	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 0	※第二表の⑧欄へ 0	※第二表の⑩欄へ 0	
消費税額		(付表1-2の②X欄の金額) 1,620,108	※第二表の⑮欄へ 0	※第二表の⑯欄へ 1,888,692	※第二表の⑰欄へ 3,508,800	
控除過大額		(付表1-2の③X欄の金額) 0	(付表2-1の㉔・㉕D欄の合計金額) 0	(付表2-1の㉔・㉕E欄の合計金額) 0	※第一表の③欄へ 0	
控除税額	控除対象仕入税額	(付表1-2の④X欄の金額) 932,322	(付表2-1の㉒D欄の金額) 0	(付表2-1の㉒E欄の金額) 1,256,325	※第一表の④欄へ 2,188,647	
	返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額) 0	0	0	※第二表の⑱欄へ 0	
	⑤ 内訳	売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-1X欄の金額) 0	0	0	※第二表の⑲欄へ 0
		特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-2X欄の金額) 0	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 0	0	※第二表の⑲欄へ 0
	貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑥X欄の金額) 0	0	0	※第一表の⑥欄へ 0	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑦X欄の金額) 932,322	0	1,256,325	※第一表の⑦欄へ 2,188,647	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		(付表1-2の⑧X欄の金額) 0	※⑩E欄へ 0	※⑩E欄へ 0	0	
差引税額 (②+③-⑦)		(付表1-2の⑨X欄の金額) 687,786	※⑫E欄へ 0	※⑫E欄へ 632,367	1,320,153	
合計差引税額 (⑨-⑧)		0	0	0	※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ 1,320,153	
地方消費税の課税標準	控除不足還付税額	(付表1-2の⑩X欄の金額) 0	0	(⑧D欄と⑧E欄の合計金額) 0	0	
	差引税額	(付表1-2の⑫X欄の金額) 687,786	0	(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 632,367	1,320,153	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩)		(付表1-2の⑬X欄の金額) 687,786	0	※第二表の㉓欄へ 632,367	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉔欄へ 1,320,153	
譲渡割額	還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額) 0	0	(⑩E欄×22/78) 0	0	
	納税額	(付表1-2の⑮X欄の金額) 185,593	0	(⑫E欄×22/78) 178,359	363,952	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		0	0	0	※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ 363,952	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

		課 税 期 間	H31・04・01～R02・03・31	氏名又は名称	株式会社 ABC
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課 税 標 準 額	①	円 0	円 0	円 25,716,000	円 25,716,000 ※付表1-1の①X欄へ
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※第二表の②欄へ 0	※第二表の③欄へ 0	※第二表の④欄へ 25,716,980	※付表1-1の①-1X欄へ 25,716,980
	①・2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /	※第二表の③欄へ /	※第二表の④欄へ /	※付表1-1の①-2X欄へ /
内 訳	特定課税仕入れに係る支払対価の額	※第二表の②欄へ /	※第二表の③欄へ /	※第二表の④欄へ /	※付表1-1の①-2X欄へ /
消 費 税 額	②	0	0	1,620,108	1,620,108 ※付表1-1の②X欄へ
控 除 過 大 額	③	(付表2-2の④・⑤A欄の合計金額) 0	(付表2-2の④・⑤B欄の合計金額) 0	(付表2-2の④・⑤C欄の合計金額) 0	0 ※付表1-1の③X欄へ
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	(付表2-2の⑥A欄の金額) 0	(付表2-2の⑥B欄の金額) 0	(付表2-2の⑥C欄の金額) 932,322	932,322 ※付表1-1の④X欄へ
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	0	0	0	0 ※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	0	0	0	0 ※付表1-1の⑤-1X欄へ
	⑤・2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /	※第二表の③欄へ /	※第二表の④欄へ /	※付表1-1の⑤-2X欄へ /
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	0	0	0	0 ※付表1-1の⑥X欄へ
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	0	0	932,322	932,322 ※付表1-1の⑦X欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧	0	※⑧B欄へ 0	※⑧C欄へ 0	0 ※付表1-1の⑧X欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	0	※⑨B欄へ 0	※⑨C欄へ 687,786	687,786 ※付表1-1の⑨X欄へ
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩	/	/	/	/
準と なる 地方 消費 税の 課税 標準	控 除 不 足 還 付 税 額	/	(⑧B欄の金額) 0	(⑧C欄の金額) 0	0 ※付表1-1の⑩X欄へ
	差 引 税 額	/	(⑨B欄の金額) 0	(⑨C欄の金額) 687,786	687,786 ※付表1-1の⑫X欄へ
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑩)		⑬	※第二表の②欄へ 0	※第二表の③欄へ 687,786	687,786 ※付表1-1の⑬X欄へ
譲 渡 割 額	還 付 額	/	(⑩B欄×25/100) 0	(⑩C欄×17/63) 0	0 ※付表1-1の⑭X欄へ
	納 税 額	/	(⑩B欄×25/100) 0	(⑩C欄×17/63) 185,593	185,593 ※付表1-1の⑮X欄へ
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)		⑯	/	/	/

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		H31・04・01～R02・03・31		氏名又は名称	株式会社 ABC	
項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
	課税売上額(税抜き)	① (付表2-2の①X欄の金額) 円 25,716,980	円 0	円 24,214,635	円 49,931,615	
	免税売上額	②			0	
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			0	
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ 49,931,615	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			49,931,615	
	非課税売上額	⑥			45,365	
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ 49,976,980	
	課税売上割合(④/⑦)	⑧			※付表2-2の⑧X欄へ 〔 99.9%〕※端数 切捨て	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨ (付表2-2の⑨X欄の金額) 15,982,680	0	17,717,412	33,700,092	
	課税仕入れに係る消費税額	⑩ (付表2-2の⑩X欄の金額) 932,322	(⑨D欄×6.24/108) 0	(⑨E欄×7.8/110) 1,256,325	2,188,647	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪ (付表2-2の⑪X欄の金額)	※①及び⑩欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑫ (付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)		
	課税貨物に係る消費税額	⑬ (付表2-2の⑬X欄の金額) 0	0	0	0	
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭ (付表2-2の⑭X欄の金額) 0	0	0	0	
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮ (付表2-2の⑮X欄の金額) 932,322	0	1,256,325	2,188,647	
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯ (付表2-2の⑯X欄の金額) 932,322	0	1,256,325	2,188,647	
課税5億円 売上割合が 95%未満 又は 超え た 場 合	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰ (付表2-2の⑰X欄の金額) 0	0	0	0	
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱ (付表2-2の⑱X欄の金額) 0	0	0	0	
	個別対応方式により控除する課税 仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)]	⑲ (付表2-2の⑲X欄の金額) 0	0	0	0	
	一括比例配分方式により控除する課税 仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳ (付表2-2の⑳X欄の金額) 0	0	0	0	
控除調 整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に 係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑ (付表2-2の㉑X欄の金額) 0	0	0	0	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒ (付表2-2の㉒X欄の金額) 0	0	0	0	
差 引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒]がプラスの時	㉓ (付表2-2の㉓X欄の金額) 932,322	※付表1-1の㉓D欄へ 0	※付表1-1の㉓E欄へ 1,256,325	2,188,647	
	控除過大調整税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時	㉔ (付表2-2の㉔X欄の金額) 0	※付表1-1の㉔D欄へ 0	※付表1-1の㉔E欄へ 0	0	
	貸倒回収に係る消費税額	㉕ (付表2-2の㉕X欄の金額) 0	0	0	0	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑨及び⑩欄は、値引き、割戻し、割戻きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		H31・04・01～R02・03・31		氏名又は名称		株式会社 ABC			
項 目		税率3%適用分 A		税率4%適用分 B		税率6.3%適用分 C		旧税率分小計X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	①	円	0	円	0	円	25,716,980	円	※付表2-1の①X欄へ 25,716,980
免税売上額	②								
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③								
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④							(付表2-1の④F欄の金額) 49,931,615	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤								
非課税売上額	⑥								
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦							(付表2-1の⑦F欄の金額) 49,976,980	
課税売上割合(④/⑦)	⑧							(付表2-1の⑧F欄の割合) 〔 99.9% 〕※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨		0		0		15,982,680		※付表2-1の⑨X欄へ 15,982,680
課税仕入れに係る消費税額	⑩	⑩A欄×3/103	0	⑩B欄×4/105	0	⑩C欄×6.3/108	932,322		※付表2-1の⑩X欄へ 932,322
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。						※付表2-1の⑪X欄へ	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫					⑫C欄×6.3/100		※付表2-1の⑫X欄へ	
課税貨物に係る消費税額	⑬					0		※付表2-1の⑬X欄へ 0	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭		0		0		0		※付表2-1の⑭X欄へ 0
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮		0		0		932,322		※付表2-1の⑮X欄へ 932,322
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯		0		0		932,322		※付表2-1の⑯X欄へ 932,322
課税5億円以上高が 95%未満の場合 個別対応方式 又は一括比例配分方式	⑰	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの			0		0		※付表2-1の⑰X欄へ 0
	⑱	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの			0		0		※付表2-1の⑱X欄へ 0
	⑲	個別対応方式により控除する課税 仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)]			0		0		※付表2-1の⑲X欄へ 0
	⑳	一括比例配分方式により控除する課税 仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)			0		0		※付表2-1の⑳X欄へ 0
控除調整額	㉑	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に 係る消費税額の調整(加算又は減算)額			0		0		※付表2-1の㉑X欄へ 0
	㉒	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額			0		0		※付表2-1の㉒X欄へ 0
差引	㉓	控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒]がプラスの時		※付表1-2の④A欄へ	0	※付表1-2の④B欄へ	0	※付表1-2の④C欄へ	932,322 ※付表2-1の④X欄へ 932,322
	㉔	控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑲の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時		※付表1-2の⑤A欄へ	0	※付表1-2の⑤B欄へ	0	※付表1-2の⑤C欄へ	0 ※付表2-1の⑤X欄へ 0
貸倒回収に係る消費税額	㉕			※付表1-2の⑥A欄へ	0	※付表1-2の⑥B欄へ	0	※付表1-2の⑥C欄へ	0 ※付表2-1の⑥X欄へ 0

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨及び⑫欄は、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。